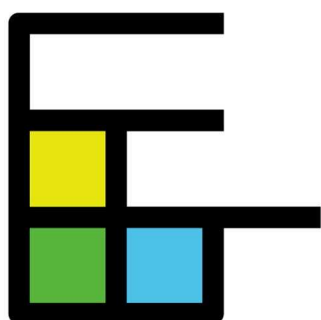


令和2年度事業計画



社会福祉法人 岳寿会

social welfare service corporation GAKUJIYUKAI

『地域に必要とされる法人を目指し』



梅香苑



ひめゆり

< 社会福祉法人 岳寿会 事業計画 >

1 基本方針

当法人は、「社会、地域における福祉の発展・充実」を使命とし、社会福祉事業の安定的・継続的経営に努めるとともに、多様な福祉課題に柔軟かつ主体的に取り組む「公共性・公益性」の高い法人を目指し、行動指針に基づき信頼性の高い経営を実践する。

2 法人理念

『地域の為に、地域に必要とされる法人をめざし』

3 使命

競争原理が働きづらい環境の下、常に先義後利の精神に基づいて行動することを使命とする。

4 行動指針

多様化するニーズに真摯に取り組み、自らが自らを監督し、高品質な福祉サービスを安定的に提供すること。

5 法人3ヵ年計画（平成30年度～令和2年度）

I. 2021年度に向け特に成果を得るべき5点を重点課題とする。

- ① サービスの質の向上と医療的ニーズへの対応
- ② 公共的・公益的取組の推進
- ③ 法人ブランド力の向上
- ④ 組織統治機能の強化
- ⑤ 働きがいのある職場環境の構築と福祉人材確保の促進及び人材育成

II. 岳寿会未来アクション戦略7つの柱

- ① 全ての職員が福祉愛に満ちる法人
- ② 制度やサービスの枠組みを超え課題に取り組む法人
- ③ デジタル時代の福祉サービスが実現できる法人
- ④ 誰もが楽しみながら働ける法人
- ⑤ 多世代が繋がり、地域と繋がる法人
- ⑥ 発想が形になる法人
- ⑦ ワクワクを進める法人

6 社会に対する基本姿勢

① 地域福祉の推進

潜在的ニーズ等の課題に対応するため、地域における福祉システムの構築に主体的に関わり、多様な関係機関、組織、個人との連携・協働により、地域の福祉課題に積極的に取り組むとともに提案力・発信力の向上に努める。

② 公共的・公益的取り組みの推進

低所得者への支援の拡充、及び地域の福祉ニーズに即応した先駆的、開拓性のある活動をさらに推進し、社会福祉法人としての公益性を追求する。

③ 説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

福祉サービスの社会に与える影響の大きさを自覚し、利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに広報活動の強化、積極的な情報開示、情報提供等に努め、説明責任を果たす。

7 福祉人材に対する基本姿勢

① 全人的な成長を目的としたトータルな人材マネジメントの実現

経営理念に基づき、目指す事業経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータルな人材マネジメントシステムを構築する。法人の期待する職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組む。職員の資格取得に向けサポートを行う。

② 働きがいのある職場の実現

福祉の有意義性を伝え、仕事のやりがい、成長を感じる事ができるシステムを構築し、仕事と生活の調和をはかり、ダイバシティの実現。職員のニーズに対応し、働き続けやすい環境づくりに努め、仕事と生活の調和をはかり充実したライフプランの構築に寄与するワークライフバランス。職員処遇の向上に努める。

③ 福祉人材の裾野を広げる

国内外を問わず良質な職員の確保に努め、幅広い人材の確保を推進するとともに、長期的かつ計画的な福祉人材の確保育成につとめ、さまざまな求職者ニーズに対応するため高齢者雇用、障害者雇用も推進する。
地元の中高生との関係を深める。

8 利用者に対する基本姿勢

① 人権の尊重

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスの提供に努める。

② サービスの質の向上

個人の尊厳に配慮し、常に利用者・家族の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努める。

利用者が健全で、豊かな食生活を送る事を目的として、郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れるなど、地域の特色を生かした食事の提供に努める。

③ 社会、地域との関係の継続

利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるように支援する。

④ 快適な生活・ケア環境の向上

個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境・ケア環境の整備に努める。

9 マネジメント

① コンプライアンス遵守の徹底

社会福祉法人組織やその事業を実施するうえでの関係法令はもとより、法人の理念や法人の定めた諸規定、さらには広く社会的ルールやモラルを遵守した経営に努める。

② 組織統治（ガバナンス）の確立

コンプライアンスを徹底し、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする、実効性のある組織体制を構築することにより、組織全体を適切に統治する。

③ 財務基盤の安定化

長期的な方針の下、公益性の高い事業活動の推進および信頼性の高い効果的・効率的経営の観点から、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行う。

④ ブランディングの強化

法人の活動を「誰に、何を、どのように伝えるか」を明確にした上で、知名度の向上に努めるとともに福祉の魅力を感じてもらえるようなイメージ戦略を図る。

⑤ ICT化の促進

情報管理、情報共有を目的としICTの導入を行う。また、IOTやAIを活用した革新的かつ先進的な技術を積極的に取り入れ、より質の高い福祉サービスを提供する。

10 施設整備計画及び積立計画

梅香苑拠点、ひめゆり拠点ともに施設整備計画に応じた建設積立金を各年度に計上し、継続した安定的かつ良質なサービスの提供に努める。

<梅香苑拠点>

築44年を迎える2028年度を目標に一部人口動態を踏まえ計画する。

施設整備費用

(単位:円)

	単価	数量	補助金	概算費用
新規購入土地取得費	20,000	3,000 坪	-	60,000,000
建設費	650,000	1,970 坪	40%	768,300,000
設計諸費用	-	-	-	94,000,000
設備取得費	-	-	-	188,000,000
合 計 (①)				1,110,300,000

建設積立金 積立計画

(単位:円)

	積立額	積立合計額
2014年度末		380,000,000
2015年度末	40,000,000	420,000,000
2016年度末	40,000,000	460,000,000
2017年度末	40,000,000	500,000,000
2018年度末	40,000,000	540,000,000
2019年度末	40,000,000	580,000,000
2020年度末	40,000,000	620,000,000
2021年度末	40,000,000	660,000,000
2022年度末	40,000,000	700,000,000
2023年度末	40,000,000	740,000,000
2024年度末	40,000,000	780,000,000
2025年度末	40,000,000	820,000,000
2026年度末	40,000,000	860,000,000
2027年度末	40,000,000	900,000,000 (②)

借 入

$$\text{①}-\text{②}= 210,300,000$$

<ひめゆり拠点>2051年建替を目標に計画する。

施設整備費用

(単位:円)

	単価	数量	補助金	概算費用
新規購入土地取得費	20,000	1,500 坪	-	30,000,000
建設費	650,000	758 坪	40%	295,620,000
設計諸費用	-	-	-	39,000,000
設備取得費	-	-	-	78,000,000
合 計 (①)				442,620,000

建設積立金 積立計画

(単位:円)

	積立額	積立合計額		積立額	積立合計額
2014年度末		30,000,000	2033年度末	10,000,000	220,000,000
2015年度末	10,000,000	40,000,000	2034年度末	10,000,000	230,000,000
2016年度末	10,000,000	50,000,000	2035年度末	10,000,000	240,000,000
2017年度末	10,000,000	60,000,000	2036年度末	10,000,000	250,000,000
2018年度末	10,000,000	70,000,000	2037年度末	10,000,000	260,000,000
2019年度末	10,000,000	80,000,000	2038年度末	10,000,000	270,000,000
2020年度末	10,000,000	90,000,000	2039年度末	10,000,000	280,000,000
2021年度末	10,000,000	100,000,000	2040年度末	10,000,000	290,000,000
2022年度末	10,000,000	110,000,000	2041年度末	10,000,000	300,000,000
2023年度末	10,000,000	120,000,000	2042年度末	10,000,000	310,000,000
2024年度末	10,000,000	130,000,000	2043年度末	10,000,000	320,000,000
2025年度末	10,000,000	140,000,000	2044年度末	10,000,000	330,000,000
2026年度末	10,000,000	150,000,000	2045年度末	10,000,000	340,000,000
2027年度末	10,000,000	160,000,000	2046年度末	10,000,000	350,000,000
2028年度末	10,000,000	170,000,000	2047年度末	10,000,000	360,000,000
2029年度末	10,000,000	180,000,000	2048年度末	10,000,000	370,000,000
2030年度末	10,000,000	190,000,000	2049年度末	10,000,000	380,000,000
2031年度末	10,000,000	200,000,000	2050年度末	10,000,000	390,000,000
2032年度末	10,000,000	210,000,000			②

借入

$$\text{①}-\text{②} = 52,620,000$$

11 地域貢献活動の推進

① 非常災害時に関する地域住民等との連携

非常災害の発生時、地域住民や他社会福祉施設等との連携体制を整備する。また、非常災害時においては、地域の高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮が必要な者（災害時要援護者）の受入れ・支援を行う。

② 食事の提供における地産地消の推進

利用者の食生活の充実を図るため、食事の提供を行う際に県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものを優先的に使用するよう努める。

【地域ニーズの取組及び計画】

子育て支援 学童教育 福祉有償運送 配食サービス

12 CSR（法人の社会的責任）の取組み

収益を上げ安定した経営を維持し、コンプライアンス（法令遵守）、コーポレートガバナンス（企業統治）、ディスクロージャー（情報開示）など社会への責任を果たし、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、利用者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献を行うなど、社会福祉法人として果たすべき社会的責任への取組みを推進する。

【具体的な取組計画】

- ・低所得者向け住宅の整備
- ・地域公益活動計画の策定
- ・福祉の魅力説明会の実施
- ・町内清掃活動
- ・街頭指導（下校時の安全確保）
- ・地域ボランティア受入体制の強化

13 令和2年度法人年間目標

『自分が変わろう。』

14 経営戦略

地域とつながり、人を育て、人とともに。

① 営業戦略

自立から要介護状態まで切れ目のない福祉サービスの提供。

② 顧客戦略

ICT化によりデータ・エビデンスに基づく専門的活動及び信頼性のうえに成り立つ福祉サービスの確立とジェネラリストの育成により信頼性を高める。

③ 商品戦略

利用者の声、地域社会の声を大切にし、多様化する福祉サービスに的確に対応

＜ 特別養護老人ホーム梅香苑 事業計画 ＞
介護老人福祉施設

1 基本方針

介護保険法下における介護老人福祉施設として、個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、常にその者の立場に立って、誠実で適切な介護福祉施設サービスを提供する。

2 介護理念

信頼される真心のサービスを提供。

3 行動指針

一人の尊厳ある人として、真摯に向き合う。

4 運営・管理

- ① 身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、居宅においての生活が困難な要介護者に対し介護福祉サービスを提供する。
- ② 福祉施設サービスの提供に際し、予め入所申込者又はその家族に対し、入所契約書及び重要事項説明書を交付して説明を行い同意を得ることとする。
- ③ 施設の建物は耐火建築物とし、消火器及びスプリンクラー・防火区画・自動火災報知設備・火災通報装置・非常警報設備・避難器具・誘導灯設備・自家発電設備及び蓄電池設備を設置し、災害時における入所者の安全性の確保に配慮することとする。
- ④ 居室は多床室とし、入所者のプライバシーの確保には最大限の配慮をし、また、その居室の日照、採光、換気等の入所者の衛生管理に留意することとする。
- ⑤ 快適な生活空間の保持のため建物及び備品等の保全に努める。

5 施設サービス提供における取り組み

- ① 入所者の人権を尊重するとともに、日常生活ケアの充実を図り、身体拘束等行動制限ゼロの介護をおこなう。
- ② 利用者の残存能力に合わせ多職種連携を強化した個別対応の拡充
- ③ 看取り介護の充実

＜ 地域密着型特別養護老人ホームひめゆり 事業計画 ＞
地域密着型介護老人福祉施設

1 基本方針

介護保険法、老人福祉法及び関係法令に基づき、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとする。

2 介護理念

寄り添うケア（共に喜び、共に悲しみ、心が寄り添うケア）

3 運営・管理

- ① 身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、居宅においての生活が困難な要介護者に対しても一人の尊厳ある人としての生活が営めるよう介護福祉サービスを提供する。
- ② 福祉施設サービスの提供に際し、予め入居申込者又はその家族に対し、入居契約書及び重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得ることとする。
- ③ 施設の建物は耐火建築物とし、消火器及びスプリンクラー・防火区画・自動火災報知設備・火災通報装置・非常警報設備・避難器具・誘導灯設備・自家発電設備及び蓄電池設備を設置し、災害時における入所者の安全性の確保に配慮することとする。
- ④ 各居室はプライベート空間とし、入所者のプライバシーの確保には最大限の配慮をし、また、その居室の日照、採光、換気等の入所者の衛生管理に留意することとする。
- ⑤ 快適な生活空間の保持のため建物及び備品等の保全に努める。

4 施設サービス提供における取組

- ① 新規入居時にこれまでの生活様式や趣味嗜好等を調査し、入居後も出来る限り居宅での生活と連続したものとなるよう努める。
- ② プライバシーの確保、本人の希望に沿った介護を行い、入居者が安心して生活できる空間を提供する。
- ③ その人らしさを尊重し、利用者それぞれの身体状況や認知機能に合った利用者本位の個別ケアや残存機能の維持向上を図る支援を行う。
- ④ 家族や地域社会との関係を断ち切らず、地域連携や地域力を活かし、暮らしの継続性を重視した支援を行う。
- ⑤ 多職種連携による自分らしく最期を迎えるためのケアを行う。

- 5 地域密着型介護老人福祉施設独自の取り組み等
- ①運営推進委員会の設置
 - ②子育て支援センターとの交流会（毎月第4週）
 - ③地域住民との交流事業
 - ④子ども食堂・子ども勉強会（今後は岳習館へ移動）
 - ⑤ 地域の介護相談窓口としての周知
- 地域のニーズの掘り起こしや地域連携力の強化を図ることを目的とする。
- 運営推進会議 年6回（4月・6月・8月・10月・12月・2月）

＜梅香苑・ひめゆり 特別養護老人ホーム 共通＞

- 1 取組強化
- ① 肺炎による入院者を減らす取組。
 - ②その人らしい最期を迎えるための支援（死の教育、家族が悔いの残らない最期を迎えるための援助）
 - ③外国人技能実習生の育成

＜ 梅香苑短期入所生活介護サービス事業計画 ＞

- 1 基本方針
- 在宅での生活継続を念頭に、サービス利用中等の情報提供をおこない、在宅と短期入所介護サービスの連動したサポートをおこなう。
- 2 運営・管理
- 特別養護老人ホーム梅香苑に準ずる

＜ ひめゆり短期入所生活介護サービス事業計画 ＞

- 1 基本方針
- 在宅での生活様式を変えることなく利用者にサービスを利用していただくため、在宅での生活様式の把握につとめ、在宅とサービス利用中を連動したものとする。
- 2 運営・管理
- 特別養護老人ホームひめゆりに準ずる

＜梅香苑・ひめゆり 短期入所生活介護 共通＞

1 サービスの質の向上に向けた取り組み

① 緊急時のショートステイ対応

利用者及び家族の要望に応えるべく、受入れを断る事無くサービスを提供できる様、情報共有や職員教育に努める。

②利用者及び家族との密なコミュニケーション

利用者の体調管理に十分に心掛け、安心してサービスを利用してもらうため、居宅ケアマネージャーを通して利用者及び家族とのアセスメントの充実を図り、必要に応じた適切な対応等をご家族と話し合いサービスを提供する。

＜特別養護老人ホーム梅香苑・地域密着型特別養護老人ホームひめゆり 梅香苑短期入所生活介護・ひめゆり短期入所生活介護 共 通＞

1 基本方針

目標：組織力の強化

- ① 施設サービス計画（ケアプラン）の策定にあたっては、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者及びその家族の同意を得て、その者の処遇に関する総合的援助計画を立案するものとする。
- ② サービスの提供においては、施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、心身の状況に応じた介護、相談及び援助、機能訓練、健康管理及び栄養管理を行い、入所者がその有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るように総合的、効果的な質の高いサービスの提供に努める。
- ③ 介護ニーズの高い高齢者を中心とした生活重視型施設としての位置づけを踏まえ、要介護者に対する質の高いケアを実践する観点から社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員の確保、育成に努め、要介護者へ適切な質の高い処遇を行うよう努めるものとする。
- ④ 法令遵守と利用者の立場に立った質の高い介護サービスの提供を心掛けるものとする。
- ⑤ 栄養ケアマネジメントにおいて、データに基づいた個々の栄養ケアプランを作成することにより、利用者に応じた食事形態を提供するよう心掛け、出来る限り嚥下機能を維持できるよう援助する。
- ⑥ 職員採用に伴う職員教育を行うとともに、組織力を高め質の高いサービスを常に提供できるシステムを構築する。

2 基本方針細目

① 施設サービス計画の策定

1. ケアプラン策定における看護職員の役割

医師並びに協力医療機関との連携を密にし、医療情報を反映させるものとする。
また入退院等により ADL の変化や医師の治療方針に変更があった場合は、速やかに情報提供を行い見直しを図るものとする。

2. ケアプラン策定における管理栄養士の役割

食事中の巡回指導に努め、嗜好カルテに活かしながら栄養状態の改善に努める。

3. ケアプラン策定における機能回復訓練指導員の役割

介護用品や自助具等の情報を提供し残存能力を活用した計画作りを援助する。

4. ケアプラン策定における介護職の役割

日々の介護サービス提供時の経過観察並びにその記録を計画作りに反映させる。

5. ケアプラン策定におけるケアマネージャーの役割

他職種との連携を密にし、効果的なサービス計画が出来るように指導助言し、ケアプラン作成の統括・評価を行う。

② 施設サービスの提供

1. 介護職

施設サービス計画に基づき質の高い、次世代の介護を見据えたサービスを提供する。

入所者の ADL、健康、生活全般の観察を通じた状態の変化と状況の把握に努める。

安全で快適な居住空間の確保に努め、定期的な整理整頓の実施、安全整備点検の実施を行う。

身体拘束廃止推進に向けた取り組みとして、やむを得ない事由により家族の承諾に基づく拘束のケースであっても経過管理を家族と共に協議し、廃止に向けた取組を推進する。

余暇時間と余暇活動の充実を図ることを目標とし、日常生活の中でちょっとした時間で気軽に出来るレクリエーションを心掛ける。

食事時間を楽しく過ごしていただけるよう、目線を合わせた介助、入所者のペースに合わせた介助、機械的にならない介助に心掛ける。

個々の機能・状態に合わせ一般浴、中間浴、機械浴等により清潔の保持に努め、皮膚疾患の予防や気分転換をはかってもらうため、くつろいだ雰囲気の中で入浴できるような介護を行う。また、入浴できない状態の場合、適宜清拭を行う。排泄において夜間帯のオムツ交換の回数を減らし、安眠を出来る限り妨げず、睡眠時間の確保による体力の回復をサポートする。

2. 生活相談員

専門的知識・技術をもって、福祉に関する相談に応じ、助言、指導、その他の福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他関係者との連絡及び調整を行って、その橋渡しを行う。利用者との信頼関係の構築を推進し、利用者並びにその家族と情報を共有し多職種への的確な情報提供をおこなう。

3. 機能訓練指導員

機能訓練により有する能力の保持・改善に努めるため、専門性に基づいた個別対応に主眼を置き、入所者情報を他職種と共有し、一人ひとりの身体状況の評価と、これに基づいた個別プログラムの作成と個別対応に努める。長時間の安静、臥床による関節拘縮、筋萎縮をはじめとする機能低下を防ぐため、状態に適した肢位の保持、介助方法の助言を行う。全身状態を含めた残存機能を評価し、日々の暮らしと上手に向き合えるよう援助を行う。

4. 看護職員

日々の健康状態の把握に努め、その情報を生活記録に記載し、他職種と健康情報を共有する。

入浴時の身体の変化の発見、皮膚疾患の予防と早期発見に努める。

健康生活相談を実施し、心身の安定に努める。

健康に関する情報を基本に、他職種の協力を得ながら疾病の予防と早期発見、治療に努める。

嘱託医の協力の下、慢性疾患の悪化予防と感染症の予防に努める。

グループリハビリに参加し、リハビリ時の体調管理や身体変化の早期発見に努める。

また、介護職員等による痰の吸引等の制度のもと、看護師は同制度の実地研修施設に登録するとともに当該事業指導者及び講師としての役割を果たし、当施設において必要なケアをより安全に提供するため、適切に痰の吸引等を行うことができる介護職員等を養成する。

終末期における介護の的確なアドバイスと情報提供に努めるとともに、嘱託医からの指示、医療面からの視点を他職種に伝える。

5. 管理栄養士

個別の栄養所要量に基づく献立により健康の維持を図る。

食事箋に基づき様々な療養食に対応した個別献立の作成を充実させる。

嚥下障害等により食事摂取困難な入所者の食事に対し工夫を凝らし、量が少なくともバランスのとれた食事を提供する。

治療食を必要とする人が偏った食嗜好を持つ場合は、栄養指導を行い助言する。
食事を美味しく楽しく感じるような献立作り・適温料理の提供に努める。
季節感を出した行事食を旬の食材・郷土食を取り入れられる日を作り、食事の満足度を高める。
入所者一人ひとりの食事状況を見ることで、食べてもらえる食事の提供に努める。

6. 調理員

食中毒の防止に努め、衛生的な調理を励行する。適切な時間に利用者ごとに決められた量及び食種の食事を適切な温度で美味しい食事を提供する。常に満足感の高い食事の提供をおこなうため、他職種からの情報を収集し、調理方法等に創意工夫をおこなう。

7. 事務員

コンプライアンスの徹底及び適切な財務管理・庶務・会計処理を行う。
社史の編纂を行う。
専門性・技術の向上。地域との連携強化。

③ 職員の育成

要介護度の重度化に伴う医療ニーズに対応する観点から看護師を確保するため、求人を行い 24 時間看護職員が配置できる体制を目指す。看護と介護のケアの連携協働に努める。

介護職員については、重度化した当施設内において必要なケアを安全に提供するため、喀痰吸引等の実施のための研修を受講し、口腔・鼻腔・気管カニューレ内の痰の吸引及び、胃瘻・腸瘻・経鼻経管栄養の一連のケアを実施可能な職員を順次育成する。

介護の質を高める観点から、介護福祉士の資格取得を推進し、資格取得者率 66% を目指す。

社会福祉士の資格取得を推進し、継続的に合格者を出す。

介護支援専門員の資格取得の推進に努め、継続的に研修に参加することで、ケアプランの質の向上に努める。

上記技術の向上及び資格取得のための勉強会等をサポートする。

年 2 回以上定期的に、感染症、食中毒予防、まん延防止に関する全職員を対象にした研修を実施する。

キャリアパス対応研修プログラムに沿った研修の実施。

業務に関する疑問、質問等を職員間でいつでも気兼ねなく質問し合える雰囲気作りと受け入れ態勢作りに努める。

シニアスーパーバイザー（継続雇用等）による専門的知識、技能伝承による職員教育の実施。

個々の得意分野を伸ばし、適材適所での育成に努める。

リーダーシップとフォロワーシップの協働により、組織活性化を目指す。

小規模法人ネットワーク間での人材育成の研修会及び情報の共有化。

④ コンプライアンスの徹底

入所者の人格を尊重するとともに、介護保険法とそれに基づく命令を遵守し入所者のために忠実に職務を遂行することを心掛ける。

入所者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供、記録し、また適正に保管管理・報告することとする。

個人情報取扱いに注意し、個人情報保護法等の法律を遵守する。

「指定介護老人福祉施設の人員設備及び運営に関する基準」に基づき、入所者の人権を尊重するとともに、日常生活ケアの充実を図り、拘束をしない介護を目指す。

⑤ 施設サービス提供における取り組み

- ・ 権利擁護を重視した施設サービスの提供
- ・ 「言葉の虐待」、「高齢者虐待の類型（Ⅰ身体的虐待 Ⅱ介護・世話の放棄・放任 Ⅲ心理的虐待 Ⅳ性的虐待 Ⅴ経済的虐待）」の研修を定期で行い適切な施設サービスの提供
- ・ プライバシーの確保：個人情報に関する全てについては、事前に本人及びご家族の承諾を得る。

3 各種検討委員会の設置・運営

① ケアプラン検討委員会（1回／月）

質の高い施設介護サービス計画を効果的に策定するため機能訓練計画、栄養ケアマネジメントを含め総合的な個別計画を策定する。

② レクリエーション検討委員会（1回／月）

入所者のADL等を勘案し、利用者の生活が施設サービスの中で完結することなく、家族や知人、友人、地域住民との関係が継続し、さらに促進されるような様々な行事食を含む行事ならびに余暇活動としてのレクリエーション全般に関する計画を立案、推進する。

③ 業務省力化検討委員会（1回／月）

業務の見直しを検討し、業務の効率化を図る。

④ リスクマネジメント検討委員会（1回／月）

個別リスクの把握や、ひやりハット報告書の分析を基に、予見可能な事故の防止やヒューマンエラーを可能な限り防止するとともに安全管理を徹底する。

また、防災対策マニュアルを見直し職員に通知する。

⑤ 身体拘束廃止検討委員会（1回／月）

利用者の人権を尊重し、拘束を行わない介護を実施することを周知徹底し、研修、教育を企画し実施する。

緊急やむを得ない状況が発生し、身体拘束を行わなければならない場合、代替策実施にあたって最小限の方法・期間・安全性・経過確認等、身体拘束等の適正化のための対策について検討を行い、併せて会議録等により周知を行う。

⑥ 衛生委員会・ハラスメント対策委員会（1回／月）

職員の健康障害の防止、メンタル面のサポート、健康の増進等を審議する。

労働環境での危険防止、労働災害の原因、再発防止等の審議を行う。

ハラスメント防止に向けた対策をする。

⑦ 給食委員会（1回／月）

給食の質の向上を心掛け、ニーズに合った栄養価の高い美味しい食事を提供することを検討する。

⑧ 在宅サービス検討委員会（1回／月）

居宅サービス利用者のニーズ、課題等を検討し総合的なケアサービスの提供を心掛け、安心して在宅での生活を継続できるよう検討する。

⑨ 教育委員会（1回／月）

教育、研修、技術の習得、資格取得等、職員の質の向上のための計画作り、また計画に沿っての職員の能力評価等に関することを検討する。

⑩ 感染症予防委員会（1回／3ヵ月）

レジオネラ症、インフルエンザ、新型コロナウイルス、MRSA、結核、O-157、ノロウイルス、疥癬等感染症及び食中毒に対し、事前に予防対策を検討する。

⑪ 総合運営会議（1回／3ヵ月）

各委員会への議案の提案や議案のとりまとめを行う事により各委員会の運営の潤滑化を図る。

前記、各種委員会を設置運営し、施設の質の向上に努めるとともに職員全体会議を開催し、総合的な課題の把握や解決を図る。

4 アクティビティ

余暇時間と余暇活動の充実を図ることを目標とし、日常生活の中でちょっとした時間で気軽に出来るレクリエーション等を立案実行する。

5 リハビリテーション活動目標

・個別訓練（3回／週）

- ①離床及び体力の向上
- ②ベッドサイドリハの充実
- ③残存機能を活用した生活リハ
- ④個々の能力に応じた学習療法
- ⑤基礎となる身体運動・ADLの向上を図る
- ⑥コミュニケーション能力の向上を図る
- ⑦モチベーションの維持を図る

6 年間行事計画

月	入所者・入居者行事	家族	地域及び関係機関	施設
4月	お花見	梅香苑お花見 家族ふれあい会 ひめゆり新緑風薫る会		
5月	健康診断 端午の節句・菖蒲湯 母の日			総合防火訓練
6月	長寿祝い 父の日		ひめゆり 保育園踊り披露	
7月	七夕 梅香苑納涼祭	梅香苑納涼祭 ひめゆり子ども夏祭り	ひめゆり子ども夏祭り	湧水トンネル 七夕飾り参加
8月			梅香苑夏祭り	風鎮祭総踊り参加 山造り
9月	敬老会 梅香苑秋のお彼岸	敬老会	ひめゆり 保育園踊り披露	
10月	梅香苑紅葉見物 ひめゆりコスモス見物	ひめゆりマルシェ 健康祭・フリマ	ひめゆりマルシェ 健康祭・フリマ	
11月	ひめゆり紅葉見物	梅香苑ふれあい食事会 ひめゆりお楽しみ食事会	ひめゆり上映会	総合防火訓練 すまいるフェスタ
12月	クリスマス会 忘年会 餅つき会 柚子湯	ひめゆりだご汁会	ひめゆり 保育園へクリスマス訪問	湧水トンネルクリスマスツリー飾り参加
1月	新年会・七草粥 梅香苑初詣・どんどや			
2月	節分（豆まき）			
3月	桃の節句 初市見物 梅香苑彼岸法要		オカリナ演奏 子育て支援センターとの交流会	
その他	<月次行事> 外部散髪来苑 誕生会・老人会例会 体重測定・ひめゆり料理教室 梅香苑食に関する催しの実施			<通年行事> 職員旅行

7 防災計画

- ① 地域消防署の協力のもと安全かつ災害に対処出来るよう年 2 回の総合防火訓練を実施し、入所者の安全確保及び職員の防災意識の向上に努める。
- ② 総合的な防災設備の管理・点検を行う。
- ③ 地域の消防団との連携を密にし、地域ぐるみの防災意識を高める。
- ④ 非常災害（風水害、台風、地震等）時の行動指針を周知徹底し、災害時の被害を最小限にとどめるとともに被災要支援、要介護者の受入、避難場所の提供等、地域との連携、協働により社会福祉施設としての責務を果たす。

8 研修生受入計画

- ① 福祉人材の育成は社会福祉法人の重要な役割と認識し、継続的かつ積極的に受け入れる。
- ② 地域の福祉への理解を深めるため課外活動等の受入も行う。
- ③ 福祉の魅力を発信する。
- ④ 多職種による育成に努める。

9 ボランティア受入計画

- ① 社会資源を活用し、地域から隔離されない開かれた施設作りを目標に積極的に受け入れる。
- ② ネットワークを活用したボランティア活動の呼びかけ、受け入れ、拡大を図る。

10 サロンの実施（1回／月）

- ・公民館単位での実施
下町：第 4 金曜日 13：00～14：00
- ・認知症サポーター教室

11 施設内研修計画（梅香苑・ひめゆり） <第2月・木・土>

実施月	研修内容	参加部署					
		全職員	介護	看護	厨房	デイ	在介
4月	・職業倫理 ・権利擁護	○					
5月	・介護技術・基本動作・腰痛予防について		○	○		○	
6月	・感染症対策（食中毒の予防について） ・リスクマネジメント	○					
7月	・看取りについて ・おいしい食事の提供について		○	○		○	
9月	・認知症ケア ・身体拘束廃止について		○	○		○	
10月	・感染症対策について （インフルエンザ・ノロウイルス）	○					
11月	・各拠点の課題について		○	○	○	○	○
12月	・介護事故防止（リスクマネジメント） ・身体拘束廃止について		○	○		○	
3月	・施設内研修発表会	○					

※研修の進め方のレベルアップを図る（中堅職員以上向けの内容とする）。

＜ 梅香苑デイサービスセンター事業計画 ＞

1 介護理念

喜び、楽しみの通所介護

2 基本方針

要介護者の多様なニーズに対応できるよう職員の質を高め、身体機能の維持向上、社会参加の促進、認知症高齢者・重度者への対応等、安定した介護サービスの提供に努める。リハビリに主眼を置き、機能訓練・学習訓練等を充実させ、利用者の意欲を刺激する個別プログラムを計画する。

介護予防では、利用者の居宅における自立した日常生活の継続を支援するため、本人の自発的な参加意欲に基づいたリハビリを行うことにより、心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持向上を目指す。

3 年間行事計画

月	行 事	特 別 献 立
4月	花見	花見弁当
5月	端午の節句・菖蒲湯・防火訓練	柏餅・ちまき
6月	長寿祝	長寿祝会食
7月	納涼祭・そうめん流し	土用の丑
8月	風鎮祭	
9月	敬老会	敬老会会食
10月	案山子見物	巻き寿司
11月	紅葉狩り・防火訓練	
12月	クリスマス会・ゆず湯・餅つき	クリスマス会メニュー
1月	お正月・どんどや	おせち料理・手作りおやつ
2月	節分豆まき	バレンタインデーチョコレート 手作りおやつ
3月	ひな祭り・初市	ちらし寿司・桜餅

※毎月：お誕生会

※季刊たよりの発行

＜ ひめゆりデイサービスセンター事業計画 ＞
地域密着型

1 介護理念

地域のニーズに対応する安心の通所介護

2 基本方針

年中無休で営業し、地域福祉のニーズに合った地域密着型の通所介護サービスを提供する。通所介護サービスを通して利用者間の交流を深め、憩いの場としての役割を担い、利用者の生活の助長、社会的孤立感の解消に努める。また、バーセルインデックス判定基準を用い、個々の身体機能を数値化することで実践力の向上を目指す。

各利用者が充実した時間を過ごせるよう心身の状況に応じたケアを行い、専門性の高いサービス提供に取り組む。

3 年間行事計画

月	行 事	特 別 献 立
4 月	花見	花見弁当
5 月	菖蒲湯・防火訓練	端午の節句柏餅・ちまき
6 月	長寿祝	長寿祝会食
7 月	そうめん流し・夏祭り神輿	土用の丑
8 月	風鎮祭（にわか・山引き）	
9 月	敬老会	敬老会会食
10 月	清栄山見学	巻き寿司
11 月	銀杏見学・防火訓練	
12 月	クリスマス会・ゆず湯	クリスマス会メニュー・餅つき
1 月	お正月	おせち料理・手作りおやつ
2 月	節分豆まき	バレンタインデーチョコレート 手作りおやつ
3 月	ひな祭り・初市	ちらし寿司・桜餅

※毎月：お誕生会

※年4回、機能訓練及び心身機能向上目的にて、事業所外社会散歩の実施。

※3月、9月アンケート実施

※運営推進会議 年2回（4月・10月）

＜梅香苑・ひめゆり デイサービスセンター 共通＞

1 事業所外社会散歩の実施

顕在化しているニーズと潜在的なニーズへの対応を計画に盛り込み、自立した日常生活を行うことができるよう、年4回事業所外社会散歩を実施し、地域との交流を図るとともにモチベーションの向上に努める。

2 高森町介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防通所介護相当サービス

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康状態の確認
- (5) 送迎
- (6) 日常生活における相談及び助言
- (7) その他日常生活上の援助

3 個々の趣味や嗜好に合った、選択型レクリエーションの実施

デイサービスでは、画一的な機能訓練を行うのではなく、レクリエーション活動の中で、趣味活動や娯楽サービスを提供し、活力ある生活の継続を支援する。

・囲碁、将棋、麻雀、花札、百人一首、オセロゲーム 【脳機能の活性化】

・DIY（工作） 竹馬、竹とんぼ、草履作り 【作業療法】

・男の料理（簡単でおいしい料理） 【作業療法】

・園芸：戸外で身体を動かし、収穫の喜びやその過程を楽しみ、仲間とコミュニケーションを図ることで、生きる喜びや刺激を得られる。 【園芸療法】

・化粧セラピー：おしゃれは脳の活性化に繋がる。 【介護美容】

※これらの活動を通じて、『楽しみ』や『生きがい』を見つけることができ、日常生活に活力が生まれ、自宅から出て人と触れ合うことで『ひきこもり』を防ぐことができ、孤立感を解消させるとともに精神的な安定に繋げる。

< 送迎計画 >

送迎専門の部署にて、施設入所者の病院受診をはじめ、通所介護、短期入所の送迎を一括して行う。サービスの質の向上に努め、介護サービスの一環としての送迎サービスを行う。安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施するため、特に次に掲げる事項を適切に実施する。

- 1、乗車前の運転者に対する完全運転のための確認を確実に実施する
- 2、送迎の安全を確保するための必要な指示を確実に行う
- 3、乗車中のシートベルトの使用等、同乗者の安全確保を図るための周知事項を再徹底する。
- 4、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全確保に努める。

< 梅香苑在宅介護支援センター事業計画 >

1 行動理念

利用者の尊厳保持と自立支援を目指し、在宅生活が継続できるよう利用者・介護者の立場に立った充実した計画作成を行う。

2 基本方針

在宅での生活支援を目的に利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な介護サービスやインフォーマルサービス等の多様な生活支援サービスが受けられるよう、利用者の人格を尊重し、利用者の立場に立った計画を作成し、利用者支援を行う。

3 居宅サービス計画の策定

利用者の状態の変化、利用者並びに介護者の希望に沿ったケアプランを作成するとともに介護サービス等について助言を行う。また、より良い介護サービス計画を立案するために近隣の介護サービス事業所、医療機関、行政との連携を保ち又情報の把握に努める。さらに、利用者の残存機能や能力を引き出し、利用者自身が生活への関心・意欲を高め、地域社会で暮らし続けられる生活全体を支える介護サービ

ス計画の作成に努める。

4 相談事業

低所得者対策や権利擁護等の各種の相談を専門機関へ引き継ぐ。

< 配食サービス事業計画 >

生活支援サービスとして栄養改善を目的とした配食を適宜行う。

また管理栄養士による相談事業を行う。

季節感あふれる食事を提供し、在宅での生活を食の面から支援する。

< 福祉有償運送事業計画 >

要介護3以上の方の外出における利便性の向上を目的とし、介護タクシーを必要とされる方々に周知を行い、交通手段の一部としてのサービスを提供する。

< 生活困窮者レスキュー事業計画 >

熊本県生活困窮者レスキュー事業に参加し、地域の生活困窮者を含む一般市民の相談に応じ一時的な施設への受け入れ、食事支援、物品購入費の負担等、緊急性を要する相談に対応し、既存の制度（介護保険制度、生活保護）への橋渡しを行う。

< わが事・丸ごと・地域づくり事業 >

(岳習館事業)

子連れ出勤 子ども勉強会 子ども食堂
多職種連携総合相談会 認知症カフェ 高齢者の集いの場
常設劇場 低所得者住宅及びDV被害者一時避難所
たねころ図書館

< 設備改修計画等 >

- ・再加熱カートの導入に伴う厨房の改修
- ・梅香苑内の機械及び設備等の大規模修繕
- ・職員住宅の整備（6部屋×2棟）

【具体的なその他の取組計画】

- ・低所得者向け住宅の整備
- ・サービス付き高齢者向け住宅の整備
- ・職員のキャリアパスの推進
- ・職員採用計画の策定
- ・コーポレートガバナンスの強化
- ・地域公益活動計画の策定
- ・職員の育成
- ・職員処遇の拡充
- ・地域ボランティア受入体制の強化
- ・地域における企業説明会の実施
- ・産学連携
- ・岳習館の運用
- ・外国人技能実習生の教育
- ・小規模法人ネットワークを活用した取り組み
- ・感染症対策計画の見直し
- ・BCP（事業継続計画）の策定